

令和2年度 ブロック別意見交換会のまとめ

1. 目的

新・担い手3法の改正品確法の運用指針、工期に関する基準等の浸透状況、人材確保・育成並びに働き方改革、工事発注及び引渡時期の平準化、提出書類の簡素化などの諸対策が講じられてきている。会員が直面しているそれぞれの地域の地方公共団体のこれら施策への対応状況の現状や問題点について生の声をお聞きし、行政に反映していただくことを通じて、問題解決を図ることを目的に実施した。

令和2年度で第8回目となる意見交換会は、国土交通省建設業課などの担当官が「建設業行政の取組について」をテーマに講演、「建設投資の動向」「担い手確保・働き方改革」「新・担い手3法～施工時期の平準化、適正工期当～」「市区町村における取り組み改善の推進～都道府県公契連との連携～」「生産性の向上」「建設キャリアアップシステム」「新型コロナウイルス感染症対策」など建設業における課題と取組方針について説明を受けたあと、同担当官に地方整備局の企画部・建政部及び営繕部の担当官を加えて意見交換が行われた。また、平成29年度から一部の開催県や開催市の担当官にも出席要請をしており、県、市等の担当者の方々に出席いただき意見交換を行うことができた。

2. 開催日及び会員団体（3ブロック、4会場、7団体）

ブロック区分	開催日等	会員団体
東北	10月15日(木)	全中建 岩手
関東	10月20日(火)	(一社)東京都中小建設業協会、全中南多摩、 (一社)町田市建設業協会
	11月18日(水)	神奈川県中小建設業協会、(一社)横浜建設業協会
四国	10月26日(月)	高知県中小建設業協会

3. 会員からの要望・意見(概要)

- 公共事業予算の確保等について
 - 入札契約制度等について
 - 適正な設計・積算
 - 工事発注及び引き渡し時期の平準化
 - 適正な予定価格の設定
 - 中間前払金の活用
- 週休2日の推進
 - 労務費（賃金水準）の向上
 - 提出書類の簡素化
 - 働き方改革関係（一部再掲）
 - 適正工期の設定
 - 建築関係について
 - その他

■公共事業予算の確保等について

- 本県は東日本大震災復興後となる令和3年度から公共事業が大幅に減る。今後は一般公共事業の増額が見込めないなかでも、災害は多発傾向にあり、国土強靱化に関係する防災・減災分野の予算は引き続き確保してほしい。（岩手）

《行政側の発言》

- 防災・減災・国土強靱化の3か年対策に取り組んでいる。また今年の7月豪雨など気候変動に伴い激甚化する災害対応も重要。インフラの老朽化も進んでおり予防保全も重要。併せて交通機能の確保・サプライチェーン機能の強化も取り組みが必要だ。

■入札契約制度等について

- 地方自治体でも国交省が採用している、総価単価合意方式などの契約制度導入を指導してほしい（南多摩）

《行政側の発言》

- 総価単価合意方式は、品確法に基づく運用指針のなかでも、多様な入札方式の一つとして明記し周知しており、採用が広がるよう周知徹底に努めたい。

■適正な設計・積算

- 工事発注に際し、設計図書の施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合や、契約後すぐに施工できない状況がある。設計図書の精度向上へ建設コンサルタント業界の落札率を上げてもらうことが結果的に適正な積算につながり、工事の不調・不落の減少につながる。（岩手）
- 高所作業車やクレーンの長期割引について。積算基準では「長期の賃賃に関わる割引が設定されている機種については、賃料期間の長さに限らず全ての工事において適用する」と規定。地方公共団体はこれに準じた運用で数日しか使わない高所作業車やクレーンも長期割引を受ける前提になっており、実態とはかい離れた運用になっている。（高知）

《行政側の発言》

- 整備局では、土木工事条件明示の手引きで規定しているチェックリストをもとに現場条件を記載するよう指導している。また、現場状況の確認徹底、関係機関との協議などについても速やかに実施するよう周知スームズな着工が出来るようにしていきたい。
- 基本的には市場に合う積算をしなければならない。指摘は本省に確認するとともに技術管理課長会議でも意見があったことを紹介する。

■工事発注及び引き渡し時期の平準化

- 早期発注されても直ちに着手できないことが改善されない。（岩手、都中建）
- 自治体の更なる債務負担行為活用などにより、平準化を図り年度初めの閑散期、年度末の繁忙期解消を図るため、国交省の強い指導をお願いしたい（東京、南多摩、町田、神奈川、横浜）
- 自治体に対し、国交省が採用している総価単価合意方式などの入札契約制度導入と債務負担工事を増やし年度末工期の仕事を減らす施工の平準化を求める。（南多摩、町田）・学校の耐震工事などは同一工事・同一工種を同時期に発注するが、下請け含め調達が集集中する。数年間に分けた発注対応が必要。（神奈川）
- 早期発注や債務負担行為、繰越明許費など適切な活用で計画的な発注と施工時期の平準化を要望。また発注の平準化と合わせ、引き渡し時期の平準化も検討してほしい。（横浜）
- 県、市町村の1億円未満工事は7、8割程度が年度末に集中し平準化は実感できていない。会計法を改正し年度初めから発注出来るようにしてほしい（高知）

《行政側の発言》

- 平準化は非常に重要な問題だと認識。自治体でも取り組みが進み実感につながるよう、都道府県公契連や発注者協議会などさまざまな場を通じ、自治体にも働きかけていきたい。
- 平準化については、債務負担の活用を始め繰り越しなど含め、都道府県だけでなく市区町村でもしっかり行っていただくことに力をいれていきたい。われわれが強調している平準化の観点での債務負担とは、工期が

1年を下回るものでも可能なものについて、当該年度分費用負担ゼロ、翌年度以降に自治体予算に計上されるという債務負担行為。これまでの優良事例や今後まとめる平準化ガイドラインがあっても、市町村はこうした債務負担行為ができないと思われるケースは多い。だから現行制度のもとでも出来るという認識を広めていく取り組みをしていきたい。

- 県、市町村の平準化は、国、地方公共団体の発注機関で構成する発注者協議会の平準化目標を設定しそれぞれ取り組んでいる。
- 同一・同種工事の指摘は、各自治体で連携が取りにくいこともある。そのため平準化へ向け特に零細の市町村に使って欲しいと思っているのが、2020年度入契調査で配布・推奨している統一フォーマット。これを使うと自治体発注者が発注のシミュレートでき、発注者自らの改善の手助けになると期待している。
- 引き渡し時期の平準化は、速やかに繰り越しを使ってもらうことなどを自治体に働きかけている。ただ議会の理解が課題との話もある。さまざまな手法を組み合わせていく。

■適正な予定価格の設定

- 国交省は2019年4月に低入札価格調査基準を見直し、予定価格の設定範囲を「75－92％」に引き上げたが、一般管理費等は依然として「0.55」のまま。企業は工事部門だけで成り立っているわけではなく、他費目同様「0.9以上」に引き上げて欲しい。（岩手）

《行政側の発言》

- 一般管理費の参入率は、従業員の給料手当や法定福利費、保険料などは義務的経費として参入率に加えているが、役員報酬や法定外福利厚生費、交際費などは「競争的経費」として整理されている。この割合が多いため、引き上げは困難とされている。

■中間前払金の活用

- 前払金の活用は進んでいるが、中間払いが進んでいない。（岩手）

《行政側の発言》

- 前払金については、地方公共団体に対し総務省と連名で未導入の場合は導入を求めている。

■週休2日の推進

- 国土交通省は今年度、原則全ての工事を「週休2日対象工事」として公告するとし、適正工期設定や経費補正を実施。建設業は令和6（2024）年4月から、罰則付の時間外労働時間上限規制が適用されることを踏まえ、計画的な週休2日を推進するとしている。しかし地元企業は、元請や下請、民間工事を施工しているほか、維持管理や除排雪の業務を行うなどさまざまな形態の企業があり、一律に週休2日体制を取れない企業もある。国や地方公共団体は簡単に交代制の話をするが、地方では交代要員確保も難しい状況。特に、維持管理業務は年中無休、除排雪業務も待機の状態が多く発生するため、業務委託については災害対応と同様に時間外労働時間の上限規制の適用除外を、厚生労働省と協議して欲しい。全工事・全業務委託で週休2日制が取れるシステムにして欲しい。（岩手）
- 建設現場の週休2日制（4週8休）は大変厳しい。建設技術者は、休日出勤や長時間労働を前提に、技能者は日給月給や出来高制を前提にした給与体系でそれぞれ成り立っている。そのため、休日を増やし、残業時間を減らすだけでは給与の減額になる。技術者も技能者も週休2日制及び上限内の残業時間で現行の給与を維持することが、建設産業界に求められている。休日を増やしても現行賃金を確保するため1.2倍以上の単価アップをお願いしたい。（東京、横浜）
- 4週8休を確保するには、現場経費は月の稼働が24日から20日に、労務費も週6日勤務から5日勤務になる。(週休2日モデルの経費上乘せの) 国交省係数は1.05だが実際は1.20。20%以上の係数アップを。建設技能労働者と工場労働者の年収比較で週休2日を前提に計算しても建設産業従事者の賃金低下は明らか。（南多摩、町田）
- 週休2日制定着へ国交省工事はモデル工事導入が進んでいるが、地方公共団体発注工事ではほとんど導入されていない。このままでは、国工事施工企業と地方公共団体工事を施工する企業で休日取得に格差が生まれるだけでなく、同じ社内でも工事によって同様の格差が生じかねない。市町村まで全ての発注者へ強力な指導を国にお願いしたい。（高知）

《行政側の発言》

- 週休2日推進で、現場をきちんとみないといけないという指摘、これは真摯にわれわれが向き合わなければならない。
- 市町村単位で進んでいないのも事実。都道府県公契連など直接的な対話の機会を増やしており要請していく。
- 週休2日の確保・促進は、担い手確保の観点からも非常に重要。補正係数については、労務費調査をもとに行っているもので、設計労務単価の制度の考え方から成り立っていることを理解して欲しい。全体調査では、労務単価と週休2日モデル工事の労務単価は、それぞれの実勢単価をもとに設定。その結果、比較対象となる全体調査でもすでに4週7休強となっている実態があり、これはさまざまな意見とのかい離につながっているのではないか。全体調査（雨休含む）ですでに4週7休に達しているため、4週8休を補正する係数が現在のような数字になっていることを理解して欲しい。

■労務費（賃金水準）の向上

- 長時間労働の是正や週休2日導入などにより、国交省は労務費、共通仮設費、管理費補正など一定の配慮がされているが、企業の負担も大きい。ため、週6日労働で得ている賃金を週5日労働で得られよう、設計労務単価を2割引き上げて欲しい。（岩手、東京、南多摩、町田、横浜）
- 労務費の補正係数について国交省は週休2日モデル現場以外でも平均4週7.6休になっているため係数が1.05と説明するが、建設業協会の調査によれば平均4週6.2休とのこと。1.05となった現場は大手企業の現場ではないのか。さらに企業規模が小さい中小零細企業は4週6.2以下と考えられる。4週6.2休だとすると補正すべき係数は1.29であり改善をお願いしたい。補正係数の見直しは県、市にも要望しているが、独自の見直し・設定は難しいと回答している。（神奈川）

《行政側の発言》

- 労務費調査は、大手企業の現場だけでなく小規模な工事でも対象になっているが、調査手法として直轄や都道府県、政令市工事で把握された実態を踏まえ、現行の手法だと補正係数は1.05になる。問題意識は共有したい。

■提出書類の簡素化

- ・監督員が現場に行くことが少なくなっている一方で、出来高確認など多くの書類の提出が求められる。また当初設計の精度も悪いため、協議書などの作成書類も多く、提出も電子と紙の二重提出が求められている。(岩手)
- ・監督職員と検査官で言っていることが違う問題もある。自治体は国と違い段階検査が甘いのか、検査を改めて全て行う場合もある。さらに議会承認だから、変更承認もすぐにできないと言われる。(岩手)
- ・国交省は、書類簡素化が進まない自治体を強く指導することを求める。(東京)
- ・年度末の繁忙期には現場技術者など負担が増加。さらに監査対象案件は、監査用資料も求められるケースもあり、国交省は書類削減・簡素化について再度、国・地方公共団体に周知・指導して欲しい。(東京)
- ・書類の削減と簡素化は受注者だけではどうにもならず、発注者が真剣に考えて欲しい。また特に市町に対し直轄で設定している最新の最低制限価格の範囲内の導入指導を。(南多摩)
- ・残土排出書類の簡素化とコンクリート廃材・アスファルト廃材も同様の扱いにするほか写真は電子提出に限定してほしい。(町田)
- ・工事成績評価が総合評価の加点対象のため、本来は不要な付加書類を作成する状況が簡素化を阻む要因。思い切って工事成績評価の中止と評価項目見直しをしたらどうか。(高知)
- ・同じ発注者でも担当者によって書類要求に違いがある。なお横須賀市では2020年10月から一部の書類に代表者印、社印を省略できる運用が始まっている。(神奈川)
- ・施工、品質、出来形それぞれの管理・手続きと技術資料作成などによって現場技術者が長時間労働になっている。そのため現場管理費を増額し施工管理者の増員をするとともに資料の削減と手続き緩和を進めるよう求める。(横浜)

《行政側の発言》

- ・地整では、スリム化ガイドライン、所内研修、書類作成マニュアルの検査・監督・発注の担当者への周知などで書類の削減を進め、もう削減するものはないくらい削減したと思っている。電子と紙の二重提出については、工事完成図書では両方の提出を求めている。工事検査書類についても、検査書類限定モデル工事の試行を開始、ほとんどの工事のできるよう通知している。
- ・事務所職員ではない整備局職員が建設現場を巡回する現場会議も実施、直接施工者から意見を聞いて必要に応じて事務所へ指導・改善を進めている。
- ・監督職員が現場に行かないという指摘だが、頻繁に来られても日程調整などで困るという本音も聞く。最近はウェアラブルカメラを使った「遠隔臨場」も進めている。
- ・監督職員と検査官の発言の違いについては、発注者協議会で指摘の内容を伝える。また自治体の段階検査や変更承認の指摘については、発注者協議会に加え、都道府県公契連も始動するため2つの組織を動かしている。
- ・工事成績評価は入札契約適正化法に基づき適正化指針で盛り込まれているほか、品確法でも発注者の責務と規定されているため、中止はできないと認識。成績評価に関する書類簡素化については詳細な意見を聞かせてもらいたい。

■働き方改革関係（一部再掲）

- ・都市部の中小建設業の場合、2024年4月から適用される時間外労働の上限規制に適合できない。適合には1日の標準作業代価の作業時間を現行の8時間から4.5時間から5時間に見直して欲しい。具体的には、拘束時間と作業時間との関係整理を、国交省と厚生労働省とで協議してほしい。(東京、南多摩、横浜)
- ・ある企業の事例だが、土曜日を休みにしたら下請けが別の現場に行って戻ってきたのが10日後で工程上2カ月の遊びが出来てしまった。この問題解決は、労務単価の更なる引き上げと最低制限価格の引き上げだ。(高知)

《行政側の発言》

- ・事前作業、段取り、移動時間など都市部特有の課題についてもすでに直轄担当部局とは業界から指摘があることを共有している。特に都市部に存在する企業にとってこの問題が大きいことは理解している。今後も関係部局と共有していく。一部の現場では常設作業帯が確保できなく、資機材を置いておくことが難しいなど特段の理由がある場合など、いったん事業所に集まり現場に向かわなくてはならないケースなどの実態があることは関係部局も把握している。どのような対応ができるかについては関係部局とも協議していきたい。

■適正工期の設定

- ・長時間労働の是正、週休2日の推進、時間外労働時間の削減、有給休暇取得を実現させるためには、▽現場管理費の増額（率を上げる）▽設計図書の適正かつ正確性を求める——のほか、雨休率（冬季係数）に暑休率（夏季係数）を加えたものを不稼働日数とし施工日数を設定する。

（町田）

- ・工期がどのように決められているのか今ひとつ不明。そのなか大手ゼネコン現場が週休2日になると大手ゼネコン現場に従事する職人たちは土日に中小建設業の現場に来ることになり、いつまでたっても週休2日にはならない。職人不足時代背景を踏まえ、余裕のある工期設定の見直し、参考工程の提示などを考えて欲しい。(神奈川)

《行政側の発言》

- ・一般管理費、現場管理費率アップについては、週休2日へ向けた環境整備として現場閉所に応じた、機械経費、共通仮設費、現場管理費の補正については調査結果に基づいて決めている。2020年度も共通仮設費、現場管理費補正について引き上げている。受発注者間の未解決課題の共有についても、週休2日へ向け、工程表の開示、条件明示、工期支援設定システム活用などに取り組んでいる。3者会議も行い、工事のクリティカルパスなどについても施工者と共有し必要があれば工期の変更も行っている。
- ・また現場の実態に即し適正な工期設定へ向け、設計変更審査会設置運用方針を改定し、審査会において発注者の積算上の工程と受注者が作成した工程の照合、いわゆるクロスチェックして必要に応じて判断して進めている。
 - ・猛暑日に対する暑休率設定には、現在取り組んでいないが、熱中症対策として30度以上の場合は経費の補正をしている。2020年は30度を28度下げコロナ対策として対応した。要望事項は関係機関と調整したうえで検討していく。
 - ・工期設定には色々なケースがあるが、新築工事では日建連作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考にしながら、適切な工期を設定している。

■建築関係

- ・平成29年3月、全中建は公共建築工事に関する要望を国交省に提出した。その後、歩切りはなくなったが歩切り以前に乗率を使っているから建築工事で採算が合わないケースがある。これが建築工事の不人気要因の1つ。乗率を上げる指導をしてもらいたい。(岩手)
- ・働き方改革の実現は担い手不足解消のためにも避けて通れないが、建築一式工事の働き方改革実現はさまざまな要因から実現が大変難しい。そのため、適正な工期設定ガイドラインに沿った建築一式工事（新築と改修）のモデル工事の発注拡大と地方自治体への導入働きかけを求める。(神奈川)

《行政側の発言》

- ・見積もりに対し実勢単価をもとに単価を決めることはある。実際どのくらいの価格で流通しているかをヒアリングして参考値としている。われわれはその地域の状況を見ながら単価を設定しており、予め乗率を決めているということはない。ただ改修工事の場合、難しい判断に迫られることは事実。例えば、材料は少ないが人工としては左官工が必要など作業実態を見て実勢に近づけるよう単価を設定している。
- ・建築一式工事は一品生産という特殊性から工期の設定については工事ごとに十分な検討が必要。官庁営繕部では品確法の趣旨を踏まえ、建築設計団体や建設業団体との意見を踏まえつつ、公共建築工事における工期設定の基本的考え方をまとめた。考え方は、工事目的物の品質、安全性、経済性などに配慮し規模・難易度、地域の実情、自然条件などを踏まえ適切に施工計画を想定し、施工計画と整合性の取れた工期を設定することを基本方針としている。適切な工期を設定し発注するようにしている。

■その他

- ・設計労務単価はまだまだ実勢単価と大きくかい離している。また、地域への配慮や安全対策に時間を要し実作業時間が短くなる傾向にある現場が多くなってきている。施工単価（作業代価）が現場の現状に合わなくなっている。施工単価引き上げとともに、率だけではなく安全費の見直し、一般管理費率のさらなる引き上げがなければ、経営の安定化は図れない(神奈川)
- ・行政の改革や改正は大手企業の目線だったり大きなロットから始まるが、企業全体の99%を占める中小企業の意見・考え方を十分に取り入れるべき。また国交省が指示しないと地方自治体は動かない。働き方改革についても、自治体は契約課や検査課でも「国の方針」「県の方針」というが自らの方針は示さないのが実態。(神奈川)

《行政側の発言》

- ・重要な指摘。私見だが労務単価や週休2日など国交省の取り組みを自治体にしてもらうことが根底にあるが、常に国交省と同じことを求めていることが果たして本当に正しいかという思いもある。実際、地方公共団体のほうが、中央公契連モデルよりも先進的な取り組みをしているケースもあり、自治体が課題を独自に突破して進めている。だから週休2日でも自治体が独自にできることがあるのかもしれない。地域の実情にフィットしたやり方もある。私見として、一律の基準を適用した方が良い場合と、それぞれの実情に合ったローカルルールを許容すべき場合もあり、向き合い方を変えていく時期にそろそろ来ているのではないかな。

新サービス
開始!

経営状況分析

e

結果通知

申請から受け取りまで
WEBで完了。
郵送やコンビニより速い!

「e結果通知」とは

「経営状況分析結果通知書」を、事務所やご自宅の
カラープリンターで印刷できるサービスです。
新しい働き方に対応したCIICの新サービスを是非
ご利用ください。

※「e結果通知」を利用するには、「マイページ」の登録が必要です。
詳細はホームページをご覧ください。

申請から「結果通知書」の受け取りまでが、
一貫してWEBでできます!

「結果通知書」の受け取りが、
「郵送」や「コンビニ」よりも速くなります!

お持ちのカラープリンターで、
「結果通知書」を印刷できます!

経営状況分析は「信頼と実績の」登録経営状況分析機関 登録番号 1

詳しい情報はこちら CIIC e結果通知

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター

当財団は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に基づく ISO規格 (27001) の認証を取得しています。

建設業情報管理センター

令和3年度版

建設機械施工管理
技術必携

[2021年2月発行] B5判/定価7,920円(税込)

「1級・2級建設機械施工管理技術士」受検用テキスト
機械化施工の基礎知識と施工管理技術及び
関連法規等を解説した、建設機械施工管理技術者必携書
試験によく出るポイントを赤枠で表示!

令和3年度版

建設機械施工管理
技術検定試験問題集

[2021年2月発行] B5判/定価7,040円(税込)

1級・2級建設機械施工管理技術検定(筆記)
過去5回分の出題問題を収録。
問題に詳細な解説を加え、重要箇所を太字で表記。
1級A問題、B問題は解答例を掲載。

受検対策eラーニング講座開講予定。詳細は建設物価 BookStoreへ!!

お申込みは送料無料で「建設物価BookStore」が便利

建設物価 Book 検索

一般財団法人 建設物価調査会

※5,000円以上のご注文の場合

令和2年度 人材確保・育成対策等に係る実態調査結果

令和2年10月～12月にかけて、全中建会員団体の傘下会員企業を対象に「新担い手3法における発注者責任の浸透状況」、「新規正規社員の採用・離職状況」、「外国人労働者の状況」、「時間外労働時間の状況」、「週休二日制の取り組み状況」等の実態アンケート調査を実施しました。

その集計結果は以下のとおりである。

○基本的事項

調査対象数	約2,260社		
有効回答数	696社	回答率：30.8%	
事業の種類	土木：66.1%、土木・建築：23.9%、建築：7.6%		
資本金	2千万円未満：14.1%、2千万円～1億円未満：81.8%		
従業員数	10人未満：24.6%、10～50人：61.9%、51人～100人：8.6%		
完成工事高	1億円未満：8.9%、1億円～10億円未満：62.5%、10億円～：28.6%、		

1. 予定価格の公表時期について

(令和2年4月以降に会員企業が受注した工事に係る発注者別予定価格の公表時期の状況)

「受注件数」のうち、事前公表は61.4%、事後公表は32.6%とほぼ昨年の構成割合に変化はなかった。

「事前公表」では、都道府県、市町村をあわせると99%と昨年と同様にほぼ地方公共団体発注であった。

「事後公表」では、国が12.7%、都道府県が35.2%、市町村が52.1%、と市町村の占める割合が高かった。

区 分	受注件数		事前公表		事後公表		非公表	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
国	223	4.8%	16	0.6%	191	12.7%	16	5.8%
都道府県	1,885	40.8%	1,320	46.4%	531	35.2%	34	12.3%
市町村	2,518	54.4%	1,506	53.0%	785	52.1%	227	81.9%
計	4,626	(100.0%)	2,842	(61.4%)	1,507	(32.6%)	277	(6.0%)

2. 担い手3法について

①適正な予定価格の設定について（回答：社数（件）複数回答可）

「適正ではない」との回答が、地方公共団体の都道府県では56.5%、市町村が64.8%と前年と同じく高い割合を占めている。回答では「歩掛を見直してほしい」が最も多い。

区 分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	144	56.7%	325	43.5%	298	35.2%	767	41.5%
適正ではない	110	43.3%	422	56.5%	549	64.8%	1,081	58.5%
適正利潤の確保を意識した設定になっていない	41	16.2%	143	19.1%	211	24.9%	395	21.4%
歩掛りを見直してほしい	42	16.5%	173	23.2%	201	23.7%	416	22.5%
一般管理費を見直してほしい	27	10.6%	106	14.2%	137	16.2%	270	14.6%
合 計	254	(13.8%)	747	(40.4%)	847	(45.8%)	1,848	(100.0%)

その他の意見

- ＊土工・舗装工等現場施工条件と標準歩掛りに、大きな乖離がある場合は、変更協議に柔軟に対応していただきたい。材料の値上がりで積算価格を大幅に超えている場合には、見積提出で変更対象としていただきたい。
- ＊コンクリート構造物（縁石、歩車境界ブロック、L型側溝等）の小規模な補修や現道上の補修については、規制や養生期間の関係から積算上想定する施工数量が見合わない。数量が少ない工種の単価割増をしていただきたい。
- ＊市町村工事では、設計変更を適切に対応していただけていない。設計変更があった際の単価が厳しすぎる。追加工事を適正に加算（変更）してほしい。
- ＊県発注の工事の中には、工事内容によって適正利潤の確保が厳しい工事がある。
- ＊資材（生コン等）の設計単価と実勢単価との乖離が大きい。工事場所に即した歩掛の採用、又は見積歩掛を採用していただきたい。一律の歩掛りでは現場の状況・条件に即していない工事が多くなってきた。
- ＊災害工事について、特に河川災害においての水替えの費用が少なすぎる。
- ＊見積単価を採用する際の単価設定について歩切や最安値の採用をやめてほしい。
- ＊週休二日の経費が直接工事費・現場管理費・一般管理等に反映されていない。

②最新の積算基準の適用について（回答：社数（件）複数回答可）

「適正ではない」との回答が、都道府県が66.9%、市町村が74.2%と前年と同じく大半を占めている。具体的な意見は、「資材・単価を見直してほしい」、「労務費等を実勢価格にしてほしい」の順に多い。

区 分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	132	46.0%	274	33.1%	251	25.8%	657	31.5%
適正ではない	155	54.0%	553	66.9%	720	74.2%	1,428	68.5%
労務費等を実勢価格にしてほしい	45	15.7%	147	17.8%	188	19.4%	380	18.2%
積算方式を見直してほしい	36	12.5%	123	14.9%	146	15.0%	305	14.6%
資材・単価を見直してほしい	44	15.3%	175	21.2%	221	22.8%	440	21.1%
積算基準を明示してほしい	30	10.5%	108	13.0%	165	17.0%	303	14.6%
合 計	287	(13.8%)	827	(39.6%)	971	(46.6%)	2,085	(100.0%)

その他の意見

- ＊労務費、資材費（生コン・アスファルト合材等）の実勢価格に大きな乖離がある場合は、変更協議等で柔軟に対応していただきたい。
- ＊週休2日の補正の計算方法や丸める基準などが発注者によりバラバラなので明確にしてほしい。
- ＊交通誘導警備員の労務単価を実勢価格にしてほしい。
- ＊工事規模が小さい案件では単価設定が実勢価格との乖離が大きく、小規模施工の単価を見積徴収していただきたい。特殊工法、特許工法の場合、設計金額より実施金額が上回ることがある。
- ＊開札までが短期間のため見積もり期間が短いので、公告から開札までの期間を長くしてほしい。
- ＊建築工事の積算を明示してほしい。
- ＊施工パッケージ方式になってから歩掛、資材がわかりにくく、条件の悪い現場に対応できない。

③適正な工期の設定について（回答：社数（件）複数回答可）

「適正ではない」との回答が、地方公共団体の都道府県が76.3%、市町村が79.1%と前年と同じく大宗を占めている。その回答のうち具体的な意見は、「速やかに着工できる準備をしてほしい」、「工事及び引渡時期を平準化してほしい」の順に多い。

区 分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	114	39.3%	242	23.7%	241	20.9%	597	24.2%
適正ではない	176	60.7%	781	76.3%	914	79.1%	1,871	75.8%
発注時期に問題がある	27	9.3%	146	14.3%	191	16.6%	364	14.8%
速やかに着工できる準備をしてほしい	73	25.2%	214	20.9%	209	18.1%	496	20.1%
現場の季節・風土に考慮してほしい	18	6.2%	116	11.3%	126	10.9%	260	10.5%
工事発注及び引渡時期を平準化してほしい	30	10.4%	175	17.1%	206	17.8%	411	16.7%
工事に関する基準に適合してほしい	16	5.5%	60	5.9%	95	8.2%	171	6.9%
常設作業帯設置困難地域の積算を見直してほしい	12	4.1%	70	6.8%	87	7.5%	169	6.8%
合 計	290	(11.7%)	1,023	(41.5%)	1,155	(46.8%)	2,468	(100.0%)

その他の意見

- ＊中山間部の狭隘な道路で工事をする場合、時間制限通行止を行って施工する事がよくあるが、例えば50分止10分通行で行う時、重機移動や路面整理等で実際に作業できる時間は60分中35～40分である。経費工期共に負担が大きい。
- ＊発注図面と現場の差異が多すぎ、十分な現地調査をして発注してほしい。仮設計画のずさんさが見受けられる。
- ＊週休2日制は余裕のある工期が必要。また、週休2日確保工事に現実的に難しい業種（現場条件によっては非常に困難を伴う工事）には採用すべきでない。
- ＊第2、第3四半期での早期発注がメインとなっており、ピークが移動しただけで、平準化されていない。年度末発注が著しく減少しており、4～6月頃の仕事が非常に薄くなった。
- ＊設計時の打合せ不足によるものであると思われるが、工期設定時の長短検討が必要。
- ＊異常気象に伴う大多数の災害復旧工事において、明許、事故繰越で一律3年以内という工期での復旧は不可能。
- ＊予算消化ありきの工期設定はやめていただきたい。また、工事完了後、精算や設計変更に時間がかかり、そのために工期を延ばすことがある。
- ＊他の自治体や企業等から施工に係る許可が必要な工事でも、発注前に調整していないことが多く、契約締結後に受注者から発注者に働きかけなければ動いてもらえず、結果として、工期を延長せざるを得なくなることが、しばしば発生する。
- ＊工事現場付近の住民や企業との調整に掛かる時間が工期に含まれておらず、調整に時間がかかり工期が圧迫されることがある。近隣との調整が難しいことが予想される案件では予め工期に余裕を持たせて欲しい。

④適切な設計変更について（回答：社数（件）複数回答可）

「適正ではない」との回答が、国が大幅に減少に転じたものの、地方公共団体の都道府県、市町村がともに前年と同じく大宗を占めている。その回答のうち具体的な意見として「監督員によって対応が異なる」、「変更による予算増を認めてほしい」の順に多い。

区 分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	157	63.3%	258	30.1%	234	22.2%	649	30.0%
適正ではない	91	36.7%	600	69.9%	820	77.8%	1,511	70.0%
設計変更に応じてほしい	16	6.5%	131	15.3%	201	19.1%	348	16.1%
工期延長等に対応してほしい	16	6.5%	82	9.5%	130	12.3%	228	10.6%
監督員によって対応が異なる	29	11.6%	229	26.7%	253	24.0%	511	23.7%
変更による予算増を認めてほしい	30	12.1%	158	18.4%	236	22.4%	424	19.6%
合 計	248	(11.5%)	858	(39.7%)	1,054	(48.8%)	2,160	(100.0%)

その他の意見

- ＊設計上の不備等による工程の変更などにより遅れが発生しても、工期や費用の変更が認められないケースがある。現場の技術的な課題を解決するために必要な変更増額は、発注者責任として確実に認めてほしい。
- ＊市町村の建築工事では、設計増があっても、ほとんど軽微な変更と押し付けられ増額を認めてくれない。市町村発注の工事では、予算がなく、追加施工したにもかかわらず費用をいただけない場合がある。
- ＊請負者の責任とは言えない追加や工法変更において、予算を理由に請負者だけで工期や工事費の負担を被る場面がある。

- * 受注者の責によらない工期延長によって、直接工事費に係る工種の数量に変更がなくても現場管理費等が増えることがあるが、延長した期間に応じて、自動的に設計変更増額の対象としてほしい。
 - * 竣工間際ではなく、できるだけ早い段階で設計変更を行ってほしい。設計変更が生じた場合すべて業者任せになっているので、発注者側で対応していただきたい。
 - * 現場環境を考慮して設計をしていないことが多く設計変更が必要であるが、速やかに対応してほしい。速やかな変更協議をお願いしたい。
 - * 施工量の問題で積算上差異がある場合、県や市町村においては全くと対応いただけていないのが現状である。
 - * 危険な作業を伴ってしまう等適切な理由がある場合、変更承諾ではなく金額の変更を伴う協議案件として取り扱ってほしい。
 - * 設計変更資料の提出期限が短期過ぎ、現場の負担が大きい。
- ⑤低入札価格調査基準の設定について(回答：社数(件)複数回答可)
- 国においては「適正である」との回答が過半数を占めているが、地方公共団体の都道府県、市長村においては「適正ではない」との回答が過半数で、市町村では66.5%も占めている。「適正ではない」とする回答のうち「低入札価格を上げてほしい」、「95%以上にしてほしい」の順に回答が寄せられ、その2区分をみると全回答の22.8%、13.5%と低入札価格調査基準の設定の回答の3分の1以上を占めている。

区 分	国		都道府県		市町村		合計	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
適正である	139	53.1%	332	47.0%	275	33.5%	746	41.7%
適正ではない	123	46.9%	375	53.0%	545	66.5%	1,043	58.3%
低入札価格を上げてほしい	49	18.7%	149	21.1%	209	25.5%	407	22.7%
低入札価格を下げてほしい	5	1.9%	8	1.1%	11	1.4%	24	1.3%
低入札価格設定の根拠を明示してほしい	12	4.6%	41	5.8%	75	9.2%	128	7.2%
公表してほしい	17	6.5%	41	5.8%	79	9.6%	137	7.7%
95%以上にしてほしい	23	8.7%	99	14.0%	120	14.6%	242	13.5%
上限拘束を撤廃してほしい	17	6.5%	37	5.2%	51	6.2%	105	5.9%
合 計	262	(14.7%)	707	(39.5%)	820	(45.8%)	1,789	(100.0%)

その他の意見

- * 市町村が執行する総合評価落札方式による一般競争入札については、低入札価格調査基準価格(最低制限価格の設定率と同率)を下回る金額で入札しても、加点されなくなったため、事実上、最低制限価格が設定されたような状況になっている。最低制限価格の設定率については、一般管理費等に係る掛け率を引き上げるなどして、引き上げていただきたい。
 - * 低入札価格調査基準の見直しにより、令和元年4月から、範囲の下が0.7→0.75に変更、範囲の上が0.90→0.92に変更していたが、適正な利潤の目安としている一般管理費0.55→0.90に、範囲の上が0.92ではなく0.95にまで引き上げていただきたい。
 - * 市町村の最低制限価格が低すぎるので、都道府県並みのレベルに引き上げてほしい。
 - * 予定価格が事後公表の時は、企業としては工事可能な金額で入札額を決定しているので、低入札価格であっても契約できるようにしてもらいたい。
 - * 低入札価格調査については、調査が終わっても、調査内容が低入札対策に反映してないし、落札者決定に影響していないので、形だけの低入札調査を行っていることが見受けられる。
 - * そもそも予定価格より必ず低く無ければならないという考え方に違和感を覚えるが、一方で、調査基準価格を上げ過ぎると低入札となるリスクも増えるため、考え方が非常に難しい。
 - * 市町村の一部では、最低制限価格のみとなっており、少額工事では失格となりやすいので、低入札価格調査基準を設定するか最低制限価格を引き下げてほしい。
 - * 地方公共団体の一部では、設計額が事前公表であり、最低制限価格は根拠なくランダムに設定されるので、運まかせ入札になっている。このため総合評価方式入札では最低制限価格を下回っても失格にならないなどの入札が繰り広げられている。
 - * 市町村の発注工事においても、国、県と同等の調査基準を設定してほしい。
- ⑥新・担い手3法における発注者責任の浸透状況について
- A 受注者(企業)として発注者責任の内容を知っているかどうか。(回答：社数(件))
- 知っていると回答した受注者(企業)は69.9%を占めた。企業側の認知度の高さが伺える。

知っている	475	69.9%
知らない	205	30.1%
計	680	

- B 発注者(担当者)が発注者責任の内容を理解しているかどうか。(回答：社数(件)複数回答可)
- 理解していないと回答した者は、国34.4%、都道府県47.3%、市町村57.1%の順の発注者責任の浸透状況となっており、昨年と較べて理解しているに向上してきているが、全体として半数が理解していない。

区 分	発 注 者					
	国		都道府県		市町村	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
担当者まで理解している	139	65.6%	270	52.7%	234	42.9%
理解していない	73	34.4%	242	47.3%	311	57.1%
合 計	212	(16.7%)	512	(40.4%)	545	(42.9%)
						(100.0%)

その他の意見

- * 発注担当者と新・担い手3法における発注者責任が話題に上がったことはない。

- * 発注担当者個人によってばらつきはあるが、市町村に関しては上層部から担当者レベルまで、全く意識していないように感じる。
- * 市町村の職員がどの程度理解しているかについては、部署や担当者によっては、変化が速すぎる近年の建設行政の流れや理解度に差がある。
- * 債務負担行為による平準化が効果として表れていないことから、働き方改革について地方公共団体の担当者自身が見直すべきであり、発注者、受注者のお互いの環境がよくなないと達成できない。
- * 市区町村発注工事の建築工事担当者は、単価設定では工事規模の大小が関係なく、変更工事が多いにも関わらず工期延長などの設定の変更もされないケースが多く、新・担い手3法を理解しているとは考えにくい。
- * 週休2日取得を強いられるが、その他は今までどおりであり、現場職の負担が増大している。発注者側としては、業者が増員して対応するものと思っていて、技術者の不足、作業員(下請け業者)の不足など、慢性的な問題を理解していない。
- * 予算ありきの考えのあまり、必要な変更が認められないことからみて、理解されていない。

3. 担い手確保・育成について

①新規正社員の採用状況について(回答：社数(件))

技術者・技能労働者の採用・採用予定状況

(全 体) 令和2年度の「採用」は、技術者、技能労働者合計の38.0%、「採用なし」が技術者、技能労働者合計の62.0%であった。技術者、技能労働者合計の内訳は、「1人採用」が全採用の73.4%、「2人採用」が全採用の18.3%、「3人採用」が全採用の8.3%と昨年の内訳と同様の傾向のままである。「採用」の年代別では、10～20代が189社(全採用の46.1%)、30～40代が123社(全採用の30.0%)、50代以上が98社(全採用の23.9%)となっており、延べ1,080社(技術者、技能労働者の合計)のうち延べ410社と僅かな採用となっている。このように、人材確保の厳しい状況が続いている。特に女性採用者は技術者49社、技能労働者173社といずれも僅かとなっている。

(技術者) 令和2年度の「採用」は、技術者合計の40.9%、「採用なし」が技術者合計の59.1%であった。内訳は、「1人採用」が技術者全採用の68.8%、「2人採用」が技術者全採用の20.7%、「3人採用」が技術者全採用の10.5%となっている。「採用」の年代別では、10～20代が124社(技術者全採用の52.3%)、30～40代が67社(技術者全採用の28.3%)、50代以上が46社(技術者全採用の19.4%)となっており、579社(技術者の合計)のうち237社と僅かな採用となっている。このように、採用の厳しい状況が読み取られ、若者の人材確保が困難な状況が続いている。女性の採用は、昨年令和元年より若干下回っており、来年の採用予定においても下回っている。

(技能労働者) 令和2年度の「採用」は、技能労働者合計の34.5%、「採用なし」が技能労働者合計の65.5%であった。内訳は、「1人採用」が技能労働者採用の79.8%、「2人採用」が技能労働者採用の15.0%、「3人採用」が技能労働者採用の5.2%となっている。「採用」の年代別では、10～20代が65社(技能労働者全採用の37.6%)、30～40代が56社(技能労働者全採用の32.4%)、50代以上が52社(技能労働者全採用の30.1%)となっており、501社(技能労働者の合計)のうち173社と僅かな採用となっている。このように、若者の人材確保が困難で厳しい状況が続いている。女性の採用も僅かとなっている。

(1) 技術者等採用状況

区 分	技術者			技能労働者			R元・R2平均値	
	R元年度	R2年度	R3予定	R元年度	R2年度	R3予定	技術者	技能労働者
採用人数								
1人	167	163	158	118	138	67	27.7%	25.2%
2人	62	49	98	26	26	4	9.3%	5.1%
3人	14	25	27	13	9	4	3.3%	2.2%
4人以上	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
小 計	243	237	283	157	173	75	40.3%	32.5%
採用なし	368	342	185	357	328	224	59.7%	67.5%
合 計	611	579	468	514	501	299	100.0%	100.0%

(2) 技術者等採用のうち女性採用状況

区 分	技術者			技能労働者			R元・R2平均値	
	R元年度	R2年度	R3予定	R元年度	R2年度	R3予定	技術者	技能労働者
採用人数								
1人	39	36	38	10	12	10	13.1%	4.5%
2人	9	9	5	1	1	1	3.2%	0.4%
3人	2	4	2	0	0	0	1.1%	0.0%
4人以上	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
小 計	50	49	45	11	13	11	17.3%	4.9%
採用なし	244	228	195	237	233	206	82.7%	95.1%
合 計	294	277	240	248	246	217	100.0%	100.0%

(3) 技術者等採用者の年代別採用状況

区 分	技術者			技能労働者		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
10～20代	120	37	124	35	61	4
30～40代	70	10	67	12	56	6
50代以上	53	3	46	2	40	1
小 計	243	50	237	49	157	11
採用なし	368	244	342	228	357	237
合 計	611	294	579	277	514	248

②正規社員の離職状況について(回答：人)

区 分	平成30年度				令和元年度			
	技術者	技能労働者	計	割合	技術者	技能労働者	計	割合
10～20代	153	47	200	29.5%	158	58	216	23.2%
30～40代	99	84	183	27.0%	106	85	191	20.5%
50代以上	110	72	182	26.8%	129	169	298	32.0%
定年退職	87	26	113	16.7%	99	128	227	24.3%
合 計	449	229	678	100.0%	492	440	932	100.0%

③入職後何年目の離職について（回答：社数（件））
定年退職以外に数年で離職してしまう現状がある。

1 年以内	1 4 5 社
2 ～ 3 年以内	2 7 0 社
4 年以上	2 3 7 社

④新規正規社員をどのような区分で採用したかについて（回答：社数（件）複数回答可）

区 分	回答社数	割合
1 大学新卒者	154	12.5%
2 高校又は専門学校の新卒者	315	25.6%
3 縁故採用	306	24.9%
4 ハローワーク又は人材紹介会社	443	36.1%
5 建設業振興基金等の緊急育成事業等	11	0.9%
合 計	1,229	100.0%
新卒者累計（1～2）		38.1%

その他の意見
＊就職支援サイト
＊新聞・求人誌
＊知人、友人の紹介
＊他業種からの転職
＊インターネット、ホームページ

⑤離職の主な理由について（回答：社数（件）複数回答可）
離職の主な理由は、「人間関係（社内・社外）のため。」、「作業がきついため。」、「休暇が少ないため。」の順となっている。昨年の2番目の理由であった「給与への不満があるため。」は、4番目となっている。

区 分	回答社数	割合
1 給与への不満があるため。	169	15.9%
2 労働時間が長いため。	128	12.0%
3 休暇が少ないため	185	17.4%
4 作業がきついため	210	19.7%
5 人間関係（社内・社外）のため。	331	31.0%
6 結婚・育児・介護のため。	43	4.0%
合 計	1,066	100.0%

⑥担い手確保のための取組について（回答：社数（件）複数回答可）
担い手確保のための取組は、「資格取得の支援をしている。」、「インターンシップを積極的に活用している。」、「毎年計画的に若い世代（10代・20代）を採用している。」、「就職イベント会場等で建設業（会社）のPRをしている。」の順となっている。

区 分	回答社数	割合
1 毎年計画的に若い世代（10代・20代）を採用している。	164	13.2%
2 就職イベント会場等で建設業（会社）のPRをしている。	149	12.0%
3 インターンシップを積極的に活用している。	174	14.0%
4 資格取得の支援をしている。	551	44.4%
5 入社後一定期間の研修を実施している。	143	11.5%
6 地域の交流会等へ若手を参加させている。	60	4.9%
合 計	1,241	100.0%

⑦外国人労働者について（回答：社数（件））
「外国人労働者がいる」との回答の内訳は、1人いるが17社、2人いるが20社、3人いるが15社であり、少数の外国人労働者を雇用している会社が多く、「いる」と回答した79社の外国人労働者計は263人であった。

区 分	回答社数	割合
1 いる	79	11.4%
2 いない	617	88.6%
合 計	696	100.0%

4. 働き方改革関連事項

① 時間外労働時間の実態について（回答：社数（件））

区 分	回答社数	割合
1 大変多い	109	15.9%
2 減少傾向	452	66.1%
3 なし	123	18.0%
合 計	684	100.0%

①ー2 時間外労働時間の主な発生原因について（回答：社数（件）複数回答可）

区 分	回答社数	割合
1 人手不足	370	25.0%
2 工程管理の不備	66	4.5%
3 適正な工期の発注でない	140	9.5%
4 発注条件確定の不備	91	6.1%
5 自然条件（雨天等）	218	14.7%
6 煩雑な書類作成	416	28.1%
6 設計内容の不備	179	12.1%
合 計	1,480	100.0%

時間外労働時間の主な発生原因は、「煩雑な書類作成」、「人手不足」、「自然条件（雨天等）」、「設計内容の不備」の順となっている。

②週休二日制の取り組みについて（回答：社数（件））
週休二日制の取り組みは、「今後取り組むことを検討している」

（52.5%）をあわせると9割以上となっている。

区 分	回答社数	割合
1 週休二日に取り組んでいる	270	39.3%
2 今後取り組むことを検討している	360	52.5%
3 今後もし取り組む予定はない	56	8.2%
合 計	686	100.0%

「今後も取り組む予定はない。」の理由
＊社内規定によるカレンダーに基づく休日を設定しているため。
＊台風など天候不順により工期に間に合わなくなることが予想されるため。
＊公共工事では発注者が積極的に推進しているため、可能であるが、民間工事では施主や協力会社が納得しない。
＊発注が平準化していないため、人員増にすれば会社経営が持たない。
＊設計等大きな改革がなければ営業の持続が不可能。
＊作業員の出勤日数が減少し所得が少なくなる、又、あまり休日を増やすと作業効率が落ちて、仕事の意欲がなくなる。
＊顧客に休日での作業を指示される。顧客の都合での工期設定をされるため週休二日制だと間に合わせられない。
＊今後取り組む必要があるが、民間施工現場での取り組みは施工管理者の補充が進まない現段階での取り組みはハードルが高い、発注の際の工期設定での考慮が必要、官民間問わず実施を前提とした施策を講ずる必要があるのではないか。
＊自然条件等を勘案すると定期的な週休二日制は現実的でないため。
＊日給者が生活できなくなるため。出勤日数が減ると給料が下がり退職者が増えそう。
＊近年、雨天の日が多く作業ができない日が多くなって来ている。

5. 受注状況について（回答：社数（件））
（今年度（4月～10月）の会員企業が受注した工事について、去年同期と比べた受注状況）
受注状況は、「減少した」が41.8%と昨年と比べ大幅に増加した。このため、「増加した」が18.2%と昨年と比べ半減している。

区 分	回答社数	割合
1 増加した	125	18.2%
2 変化はない	275	40.0%
3 減少した	288	41.8%
合 計	688	100.0%

6. 建設キャリアアップシステムについて（回答：社数（件））
建設キャリアアップシステムの導入について
建設キャリアアップシステムの導入については、「導入済」の会社数が23.4%と昨年と比べほぼ倍増し、「導入予定」の会社数が36.8%を占め、これら2区分を合わせると61.2%を占めている。このため、「導入しない」の会社数が39.8%を占め、昨年と比べ若干減少した。

区 分	回答社数	割合
1 導入済	155	23.4%
2 導入予定	243	36.8%
3 導入しない	263	39.8%
合 計	661	100.0%

「導入しない」の理由について
「導入しない」の理由は、「費用負担ができない」が48.8%、「設計に計上されていない」が31.3%の順となっている。

区 分	回答社数	割合
設計に計上されていない	93	31.3%
発注者のシステム不知	59	19.9%
費用負担ができない	145	48.8%
合 計	297	100.0%

「導入しない」の理由
＊専門工種の建設業者（工期が短期、直行直帰が多い、技能労働と管理業務を兼務、1日で複数現場に出入場する、かつ、元請としても受注する。）にとっては、管理が複雑となり導入が難しい。
＊下請け業者の分まで代行しているので手間がかかる。本当に浸透していくかが疑問。費用負担も値上がりしている。
＊労働者の高齢化とシステム利用するほどの工事を受注していない。
＊小規模事業者・小規模工事現場は1作業員が総合的な職種を兼任するため、工種設定ができない。山間部の小規模工事では現場事務所が設置できない場合やW i - F i 環境を構築できない。
＊建設キャリアアップシステムについては、システム設計者の地方の中小建設業の実態に対する理解不足が大きく、地方建設業、特に土木一式現場においては会社・労働者共に負担増でしかない。
＊導入率が高まると導入せざるを得ないが、今のところ地方では機運が高まっていない。
＊義務化されてから導入予定。
＊協力会社のシステム導入がされていない。認知されておらず、登録が煩雑である。
＊建設業の離職離れに効果があるとは思えない。地方の田舎の業者へのメリットがわからない。費用負担が運営の赤字補填の為に値上げされている。
＊活用法が明確でない。本当に必要なシステムなのかよくわからないが導入せざるを得ない時期は来ると思う。費用対効果が期待できないと思う。
＊ゼネコンなら行う必要があると思うが、直用労働者なので行う必要がない。
＊元請での受注がほとんどで、技能労働者を雇用していない土木系中小建設業者の場合、いつどのような形で導入するべきかがわからない。発注者によってシステムの導入が必須になるまでは、様子を見ている状態。

令和2年度 全中建若手経営者部会アンケート調査結果

(回答対象者：各会員団体の若手経営者(または関係者))

【回答数】 39件

【回答地区】

東北地区：8件 関東地区：8件 中部地区：17件
近畿地区：5件 四国地区：1件

【各企業について】

○主な業種：土木21件・建築5件・土木・建築10件・その他3件

○資本金：1千万円未満1件・1千万～2千万円未満4件・2千万以上～1億円未満34件・1億円以上0件

○完工高：5千万円未満0件・5千万～1億円未満0件・1億円以上39件

【1. 各地域の災害対応と課題について】

1. 所属する地域の会員団体が、都道府県、市区町村等と災害緊急対応などの協定を結んでいることを聞いたことはありますか。

ある39件→A参照 ない0件

A. 具体的な協定について

地区：東北：市との災害協定・災害時における支援協力に関する災害協定
土砂災害危険箇所の点検に関する協定書
災害時における被災住宅の応急修理に関する協定
関東：緊急道路障害物除去・災害応急措置の協力に関する協定書
地震風水害その他の災害応急工事に関する業務協定
災害時の応援に関する協定
中部：災害時における応急対策業務に関する協定
災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定
公共土木施設防災安全協定・包括防災協定
県の公共土木緊急修繕に係る協定
近畿：土木事務所の防災ボランティア・市との災害応急単価契約

2. 災害緊急対応のため出動したことはありますか。

ある36件→B・C参照 ない3件

B. 要請があった都道府県、市区町村等および部局について

・青森県 ・新潟県 ・宮城県
・栃木県、宇都宮市、下野市
・町田市役所、東京都南多摩東部建設事務所
・神奈川県県土整備局藤沢土木、藤沢市道路河川部道路維持課、川崎市総務企画局危機管理室
・静岡県沼津市土木事務所御殿場支所、伊豆の国市、静岡県道路公社、静岡県袋井土木事務所
・愛知県建設局 東三河建設事務所、尾張建設事務所
・大東市、箕面市(大阪) ・兵庫県 ・国土交通省 中部地方整備局
・福井県・福井市 ・高松市河川課 ・熊本県

C. 災害緊急対応での問題点や課題について

・災害現場までの道路における緊急車両が渋滞するため、一般車両の一時制限などをしてもらいたい
・緊急時に人員・重機、資材などの確保ができるか不安(金額がはっきりしていない状況で人員が集まるかわからない、夜間や休日は従業員にかなりの負担となる)
・緊急出動時の事故等に対し労災認定をしてほしい
・災害発生時に自衛隊、消防、警察、県、市役所等がかかわる場合、連携がとれておらず指揮がわからず作業が手間どる。日頃から一丸となって対策方針を統一するなりしておいて欲しい
・出動要請の際、災害発生現場の位置情報が正確でない
・市の出動に関する判断が遅かったり、出動するかどうかははっきりしない場合には自主待機を取らされたり、逆に自主的に動かざるを得ないときもある
・災害が甚大すぎると複数の要請に対応しきれない
・災害対応で出た大量のゴミの搬出場所が決まっておらず、業者が持ち帰ることがある

D. 日頃から考えている災害緊急対応の課題や考えについて

・国、地方自治体からの迅速な情報公開と的確な連絡および体制
・日頃からの訓練や講習会の実施(いざというとき有事の際の通信網がきちんと使いこなせるかも課題)
・災害時における加入団体の機能
・工事業者だけでなく、リース会社や材料商社とも協定を結ぶ
・災害対応した際のゴミの搬出場所が決まっていない
・緊急の際の人材確保の難しさ
・担当職員が変わるため申し送りが徹底されていない
・出動した際の問題点を共有してほしい

3. 所属する会員団体に対する災害緊急対応活動に関する要望について

・会員に対し、企業ごとに担当地域を決めておく
・訓練を行う際の内容の充実
・災害時における迅速な対応と実業務への柔軟な対応
・団体も災害対応に関する知識を深めてほしい
・災害発生時・発生後に対応した会員企業に対し、入札資格などの優遇について発注者に働きかけてほしい

【2. 各地域のコロナ禍における建設業界の今後の対応について】

4. 御社では、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、建設事業活動で影響を受けましたか。

受けた22件→下記E・F参照

受けていない17件

E. 影響を受けた事案について

・夏休み期間の学校改修工事も休みとなりその間の経費がもらえなかった
・発注者の業績不安により工事の中止や延期があった
・コロナにより公共工事の発注が遅れた
・重要な講習会・試験の中止
・WEB会議による機器導入、感染対策の備品の購入などの出費が多い
・役所担当者が変わったり在宅勤務となったため、打合せがスムーズにいかず工事が遅れる
・職人が現場で体調を悪くし7日間の自宅待機となってしまった(現場で働く人員が体調によって休まれることが多くなった)
・関連会社に陽性者が発生し、濃厚接触者として社員が自宅待機なり現場に出れなくなった

F. 助成金、給付金などのセーフティネットを活用した、または、活用予定定はあるか。(具体的名称)

・持続化給付金
・雇用調整助成金
・県の地域企業再起支援事業補助
・第2次新型コロナウイルス感染症対策支援金
・新しい生活様式対応推進支援金
・新型コロナウイルス感染症対策環境整備支援事業補助金申請

【全中建の今後の活動について】

5. 若手経営者として今後「全中建の活動」に期待するものや取り入れていくべき活動内容等について

・完全週休2日制や残業時間上限規制などの働き方改革について、国交省、厚労省の担当者と協議していきたい
・今後の工事見通しについて会員同士情報共有したい
・建設業のイメージアップについて検討したい
・発注工事量の確保・賃金上昇に伴う施工費の確保・入職支援・発注書類の簡素化・設計図書との乖離、資材単価の見直し等国や関係機関に要望活動をしたい
・部会出席地域が限られてきているので、もっと多くの地域からの出席者を増やしてほしい(多くの問題点や課題について意見交換したい)
・ネット社会に対応できるような取り組み
・ICTに関する講習会の実施
・各種補助金の情報交換
・人材確保に関する人材紹介の情報提供やWEBでの配信などについて

以上

令和3年度 新試験制度 スタート!

地方創生の担い手づくりを応援

建築・土木 第一次検定/第二次検定

施工管理技士 合格へ

受験講習会(全中建協賛)

- 出題傾向を分析・厳選!
- ポイントを絞った講義!
- コース・日程を選べる!
- 施工経験記述は個別添削指導!

※期間限定サービス

WEB講習会
好きな時間に
何度でも
くり返し視聴

教室型講習会
全国主要都市を
中心に開催!

参考書

建築施工管理 技術テキスト 改訂第13版
●2冊面入り
○技術・施工編
○法規編
定価6,800円(税込)

土木施工管理 技術テキスト 改訂第2版
●2冊面入り
○土木一般編
○施工管理・法規編
定価7,700円(税込)

1級施工管理 第一次検定
2級施工管理 第一次・第二次検定
問題解説集 2021年版

建築 過去問
3月発行予定
各定価4,400円(税込)

土木 過去問
3月発行予定
1級 定価4,180円(税込)
2級 定価3,960円(税込)

一般財団法人 地域開発研究所 〒112-0014 東京都文京区関口1-47-12 TEL 03-3235-3601
くわしくはHPへ <https://www.ias.or.jp>

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として

「適格請求書等保存方式」

(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する
事業者となるには
事前に登録申請が必要です!



【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】

登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

国税庁

インボイス制度について

消費税率軽減税率
電話相談センター
【フリーダイヤル】0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
詳しくお知りになりたい方は
国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。



光明に不可工事の直行直帰

隠れた労働時間に新展開

国土交通省 土木積算要領改定

作業時間減↓労務費割増し

2024年4月から全ての建設企業に適用される、『罰則付き時間外労働の上限規制』に関連して、全国中小建設業協会が課題を指摘してきた、「働き方改革を進めれば直行直帰不可工事の作業時間は大幅減」解決への光明につながる動きが始まった。具体的には、国土交通省が2月に改定した『土木工事費積算要領及び基準の運用』で、常設作業帯の設置が困難な地域の路上工事などで現実の作業時間が減少する場合、労務費の割増しをすることを可能にした。改定は2021年度から適用する。各都道府県・政令市にも参考送付し、市区町村には都道府県からの周知を依頼した。

自治体への浸透めざす

受注者からの要請に対しても発注者は労務費割増しの根拠に

2020年2月の積算要領改定で時間的制約を受ける積算方法見直しで労務費の割増しで1・14の補正係数

2021年4月以降土木工事費積算要領を改定新たに「常設作業帯設置困難地域の路上工事現場条件によって資機材などの日々回送が発生し作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算は別途考慮」記載

中建が毎年秋に開催している国土交通省などとのブロック別意見交換会でも、東京都中小建設業協会などから働き方改革を進める上での課題の一つとして指摘されていた。2月の工事費積算要領改定によって、常設作業帯設置困難地域の路上工事などで発注者が見込む作業時間が確保できない場合の別途積算の文言を新たな項目として盛り込んだことで、移動時間を考慮し作業時間に応じた労務費の補正適用が視野に入る。

具体的には、直接工事費が1億円の砂防・地すべり工事で時間的制約で労務費補正を受けると、工事価格で約200万円(1・3%)増加する。これを今回の改定で現場条件により資機材等の日々回送が発生するケースにも適用が可能な。新基準の適用は、入札書提出締め切りが4月1日以降となる案件。ただし、入札書提出締め切りが3月1日から31日までの案件については、現行基準で予定価格を算定して入札するが、受注者からの請求に基づいて新基準による予定価格への契約変更が可能。現場閉鎖が難しい維持工事などで試行している週休2日交代制工事はこれまで労務費だけに補正係数を設定していたが、労務管理コストが増えることが調査で明らかになったことで、現場管理費の補正係数を新たに設定する。土木工事・業務に

全中建 会員企業の皆さまのための保険

あんしん工事保険制度は毎月中途加入が可能です!!

土木工事・建築工事の工事対象物にかかわるリスクを補償します。

工事に必要とされる保険がワンストップで手配いただけます!

毎月1日付中途加入(前月15日)

(保険期間:2020年4月1日~1年間)

見積りのご請求だけでもOK! まずはお試しください!!

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一課公務第一課および現地営業課支社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

New

経営ダブルアシスト

労働災害補償

請負業者賠償責任保険

土木工事

建設工事

建築工事

現場までの移動時間は、労働時間に当たるとの司法判断があり、全中建は時間的制約を受ける場合の対応・支援を国土交通省に求めている。また全算方法として、作業時間

交代制週休2日工事現場管理費も補正へ

国土交通省は2021年度から試行対象を拡大する、「交代制週休2日工事」について、労務費だけでなく新たに現場管理費も補正を行う。現場を閉鎖する週休2日工事の補正係数も維持し、2024年4月から全ての建設企業に適用が始まる。

全中建 会員企業の皆さまのための福利厚生制度

全中建災害共済制度は会員企業の役員・従業員の保障です!

<災害保障特約付団体定期保険>

○業務上・業務外を問わず24時間の死亡保障です。

※病氣・災害を問わず、お亡くなりになった場合の保障です。

○けがで5日以上入院した場合も保障されます。

○災害により所定の障害状態になった場合にも保障されます。

○割安な掛金で大きな保障が得られます。

○ご加入を希望される会員企業ごとに全員加入です。

お申込みにあたっては、パンフレット、「特に重要なお知らせ(契約概要)(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

朝日一建-2019-25(2020.2.3)

本制度のお問い合わせは

全中建事務局まで。

TEL:03-5542-0331

引受生保

朝日生命保険相互会社(事務幹事)

メットライフ生命保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

2020年度補正予算と2021年度予算の公共事業の執行に関する課題を把握・共有し、地域ごとに必要な対策が出来るようにするのが狙い。国土交通省は2月8日付で、全都道府県に対し、換など連携強化に向けた「直行直帰不可工事」の場合、現場に行くために資機材を置く「置き場」集合・解散が一般的。技術者はそこから会社に戻り事務作業するのは初めて。意見交換

国交省 建設業団体との連携要請 自治体へ意見交換推進通知

2020年度補正予算と2021年度予算の公共事業の執行に関する課題を把握・共有し、地域ごとに必要な対策が出来るようにするのが狙い。国土交通省は2月8日付で、全都道府県に対し、換など連携強化に向けた「直行直帰不可工事」の場合、現場に行くために資機材を置く「置き場」集合・解散が一般的。技術者はそこから会社に戻り事務作業するのは初めて。意見交換

全中建 会員企業の皆さまのための賠償保険制度

中小建設業者 災害補償制度のご案内

ビジネスプロテクター

ビジネスプロテクターでは、第三者への賠償だけでなく、さらに広い補償をご提供します!

通常より25%割引

あなただけを作る。立ちどまらない保険。三井住友海上MS&AD INSURANCE GROUP

通行人のケガ

周辺施設・設備の損壊

作業目的物の損壊による経済損失

ブランドイメージの失墜

支給された資材の損壊

工事の遅延損害

データ損壊復旧費用

業務中の災害による賠償